

【1988年4月19日】第二次藤木訴訟

最高裁判所

昭和63年4月19日 最高裁第三小法廷 昭59(行ツ)304号

### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

### 理 由

上告代理人風早八十二、同池田真規、同富永長建、同新井章、同高野範城、同門井節夫、同大森典子、同前田留里、同四位直毅、同南元昭雄、同渡辺良夫の上告理由について

生活保護を受ける権利すなわち保護受給権は、被保護者自身の最低限度の生活を維持するために当該個人に与えられた一身専属の権利であり、たとえそれが被保護者の生存中の扶助ですでに遅滞にあるものの給付を求める権利であつても、当該保護者の死亡によつて当然消滅し、相続の対象とはなりえないと解するのが相当である（最高裁昭和三九年（行ツ）第一四号同四二年五月二四日大法廷判決・民集二一卷五号一〇四三頁参照）。そして、この理は、当該申請に係る保護受給権の内容が被保護者において生活保護を受けるためにその生存中に負担した弁護士費用（期日出頭費用、訴訟記録謄写費用、報酬）の給付を求めるものであつても、異なることはない。そうすると、本件訴訟は、亡藤木イキの死亡によつて終了したといわざるをえず、同人の相続人である上告人においてこれを承継する余地はないといわなければならない。これと同旨の原審の判断は、結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、失当である。論旨は、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 安岡満彦 裁判官 伊藤正己 裁判官 坂上寿夫）